

おうめ観光戦略推進懇談会設置要綱

1 設置

第7次青梅市総合長期計画に掲げた世界水準の持続可能な観光地づくりを目指し、社会経済、環境および文化が調和した持続可能な観光ビジョンを描くおうめ観光戦略（以下「戦略」という。）の推進にあたり、市民、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、おうめ観光戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 戦略の推進に関する事。
- (2) その他観光施策における必要な事項に関する事。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 青梅市観光協会
- (2) 観光関係事業者
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

4 任期

委員の任期は、第1期を委嘱の日から令和9年3月31日まで、第2期を令和9年4月1日から令和11年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

(2) 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の経過および意見を市長に報告する。

8 庶務

懇談会の庶務は、シティプロモーション担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和6年4月23日から実施し、令和11年4月1日をもってその効力を失うものとする。